

ギャンブル等依存症対策推進本部会合（第2回）  
議事要旨

1 日時

平成31年4月19日（金）8：10～8：25

2 場所

官邸4階大会議室

3 出席者

菅内閣官房長官、宮腰国務大臣、根本厚生労働大臣、麻生内閣府特命担当大臣（金融）、石井国土交通大臣、世耕経済産業大臣、吉川農林水産大臣、石田総務大臣、山本国家公安委員会委員長、柴山文部科学大臣、山下法務大臣、西村内閣官房副長官、野上内閣官房副長官、杉田内閣官房副長官、古谷内閣官房副長官補

4 議事内容

- 副本部長である宮腰国務大臣の議事により、「ギャンブル等依存症対策基本計画（案）」及び「ギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義の使用について（案）」を案のとおり本部決定した。
- 次に、各省庁における今後のギャンブル等依存症対策の取組等に関して、以下の発言があった。

（宮腰国務大臣）

- ・ 基本法の施行後、これまでも、特に青少年をターゲットとした啓発資料や、地方公共団体が啓発資料を作成する際の「ひな形」を御提示するなどの取組を進めてきた。
- ・ これらに加えて、依存症の疑いがある方に適切に対応できるよう、①相談員向けの対応マニュアルを基本法の内容に即して抜本改訂するとともに、②ギャンブル等依存症に特化した相談対応講座を開催するなど、消費生活相談の現場での対応力も強化している。
- ・ 来月は「依存症問題啓発週間」が設けられているが、同時に「消費者月間」でもある。消費者関連のシンポジウムとの連携や、消費者ホットライン「188」（いやや）の紹介など、取組を加速化させていきたいと考えている。

(根本厚生労働大臣)

- ・ 厚生労働省では、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に基づき、ギャンブル等依存症の方やそのご家族が地域で必要な相談や医療を受けられるよう、
  - ① 全国の相談拠点や治療拠点機関の早期整備
  - ② 依存症の問題に取り組む民間団体への支援
  - ③ 普及啓発や人材育成等取組の充実を図ることとしている。
- ・ 更に、5月のギャンブル等依存症問題啓発週間に関連して、5月12日に横浜市でシンポジウムを開催することとしている。
- ・ このほか、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行うなど、必要な取組を進めていく。

(吉川農林水産大臣)

- ・ 競馬におけるギャンブル等依存症対策については、他の公営競技に先駆けて家族申告による競馬場等への入場制限の措置を講ずるなど、これまでも、積極的に対応してきたところである。
- ・ このたびの基本計画においては、これまでの取組に加え、
  - ① 宣伝広告における新たな指針作り
  - ② 個人認証システムの研究やATMの撤去などのアクセス制限の更なる強化
  - ③ 自助グループ等に対する経済的支援の検討など、より踏み込んだ対策を盛り込んだところである。
- ・ 農林水産省としては、関係省庁と連携しつつ、基本計画の実行に万全を期すとともに、基本計画の検証・見直しにもしっかり取り組んでいく所存である。
- ・ また、5月14日から始まる啓発週間においては、大学生向けのセミナーや、SNS等による啓発活動など、青少年や若い世代に対する依存症問題に係る知識の普及に積極的に取り組んでいく所存である。

(世耕経済産業大臣)

- ・ 経済産業省は、競輪・オートレースにおけるギャンブル等依存症対策として、これまで各種取組を実施してきたが、この度のギャンブル等依存症対策推進基本計画の作成にあたって、これまで以上の取組を行っていくこととしている。
- ・ 具体的には、射幸心をあおらないような広告指針の作成・公表、競輪場や

場外車券売場のATMの撤去、地域の医療機関等との包括的な連携協力体制への参画などを進めていく。

- ・ また、5月14日から始まる啓発週間においては、SNS等による啓発活動や大学生向けのセミナーを実施するなど、依存症問題に係る普及啓発に積極的に取り組んでいく。
- ・ 経済産業省としては、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき対策が着実に実施されるよう、引き続き、関係府省とも連携しつつ、関係団体等を指導していく。

(石井国土交通大臣)

- ・ モーターボート競走においても、徹底したギャンブル等依存症対策が構築されるよう、これまで施行者である地方公共団体及び関係団体とともに進めてきた取組を強化・深化させ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画へ盛り込んだ。
- ・ 具体的には、広告・宣伝の全国的指針の策定やATMの撤去を行うとともに、ギャンブル等依存症である者等の競走場へのアクセス制限制度に係る家族への周知の強化等を進めていく。
- ・ また、5月の啓発週間においては、SNS等による周知啓発、大学生向けセミナーの開催等、青少年や若い世代へ依存症問題に係る関心と理解を深める取組を講じる予定である。
- ・ 国土交通省としては、基本計画を踏まえ、関係府省庁と連携を図りながら、地方公共団体及び関係団体とともに、引き続き、実効性ある依存症対策にしっかりと取り組んでいく。

(山本国家公安委員会委員長)

- ・ 今般取りまとめられた「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」では、ぱちんこについても依存防止対策として具体的に実施すべき取組が盛り込まれたところである。
- ・ 警察においては、本基本計画を踏まえ、引き続き、関係省庁と連携しながら、ぱちんこへの依存防止対策を一層推進していく。
- ・ また、業界団体に対しても、計画に盛り込まれた取組が着実に推進されるよう、警察において適切に指導等を行っていく。

(石田総務大臣)

- ・ 総務省としては、厚生労働省の依存症対策総合支援事業等の地方負担について適切に地方交付税措置を講じるとともに、全国50か所にある総務省行政相談センターにおいて、各府省の取組に関する情報提供等を行うこととして

いる。

- ・ 今後も、関係省庁と連携して、必要な対策強化に協力していきたい。

(麻生内閣府特命担当大臣（金融）)

- ・ 金融庁としては、
  - ① 浪費のくせがある本人などから申告があった場合に新規の貸付を制限する「貸付自粛制度」が、3月29日より、貸金業に加えて銀行業においても開始されたことを踏まえ、モニタリング等を通じて、この制度の適切な運用を確保するほか、
  - ② 財務局・地方自治体の多重債務相談員とギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携を強化するなど、基本計画に盛り込まれた当庁のギャンブル等依存症対策について、しっかりと取り組んでいきたい。
- ・ なお、5月の啓発週間においては、貸付自粛や多重債務相談窓口の周知・広報を強化していきたい。

(山下法務大臣)

- ・ 法務省としては、これまで積み重ねてきた多重債務者への対応に加え、本基本計画において新たに次のような対策を着実に進めていく。
  - 第一に、ギャンブル等依存症を背景とする多重債務者等への支援として、日本司法支援センター、通称法テラスにおいて、各種支援機関等と連携を図りつつ、支援を必要とする方々への適切な情報提供を推進する。
  - 第二に、日本司法書士会連合会と連携して、相談対応等においてギャンブル等依存症問題に配慮できる司法書士の養成を目指す。
  - 第三に、更生保護官署、矯正施設のほか、ハローワークとの相互連携も強化し、保護観察対象者等の社会復帰や就労について支援の充実を図る。そして、刑事施設、更生保護官署においても、依存症に対応できる職員の人材育成を図る。法務省は、これまで培ってきた支援や相談の実績を活かしつつ、国民が、一層安心して暮らすことのできる社会の実現に取り組んでいく。

(柴山文部科学大臣)

- ・ 文部科学省においては、平成29年度末に公示された新高等学校学習指導要領の保健体育において、新たに精神疾患を取り上げるとともに、同解説において、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を記載したところであり、これらを踏まえた指導の充実を図っていく。さらに、学校教育における効果的な普及啓発を推進するため、今月5日に教師用の指導参考資料を公表して

おり、学校における依存症に関する指導に御活用いただくこととしている。

- ・ また、5月の啓発週間において、関係省庁と協力し大学等への普及啓発を推進していく。
- ・ このたび、ギャンブル等依存症対策に関する計画案が取りまとまったことを受け、文部科学省においてもギャンブル等依存症に対する取組を更に強化していく。

○ 最後に、本部長である菅内閣官房長官より、以下の発言があった。

- ・ 本日、ギャンブル等依存症対策推進基本計画案を、本部として取りまとめた。ギャンブル等依存症は本人・家族の日常生活に支障を生じさせ、多重債務や犯罪等の社会問題を生じさせる場合もあるなど、その対策は喫緊の課題である。
- ・ 今後、この計画に基づき、
  - ・ 全都道府県・政令指定都市への相談・治療拠点の早期整備
  - ・ 各地域における包括的な連携協力体制の構築
  - ・ 家族に対する支援の強化
  - ・ アクセス制限の強化などの関係事業者による取組などを着実に実行に移していくことが重要である。
- ・ さらに、関係省庁においては、来月のギャンブル等依存症問題啓発週間を中心に、依存症に関する正しい知識等の普及啓発に積極的に取り組むとともに、対策の実効性を最大限に確保するため、PDCAサイクルを推進し、不断に取組を強化していただきたい。
- ・ 政府として、基本計画に基づく取組を徹底的に講じ、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築していく。

以 上